



日台特許審査ハイウェイの継続と新スキームの導入

(智慧財産局による 2014 年 5 月 1 日付の公告情報に基づく)

2014年5月5日作成

日台特許審査ハイウェイ試行プログラム(Patent Prosecution Highway Pilot Program, PPH Pilot Program)は 2012 年 5 月より試行されております。試行から今年 3 月に亘っている期間には、当該試行プログラムを利用する件数が合計 817 件でしたので、日台特許審査ハイウェイは、日台双方の出願人が安定した特許権を迅速に取得するのに資するものであると考えられます。

日台特許審査ハイウェイ試行プログラムの利用効能をより向上させるため、交流協会と亜東関係協会との間で特許審査ハイウェイの導入について必要な関係当局の同意を得るために協力することが合意されました。今般、2014 年 5 月 1 日から、特許審査ハイウェイ (PPH) 申請の要件を緩和し、対象案件を拡大した「PPH MOTTAINAI」試行プログラムを新たに開始するとともに、試行期間を更に 3 年間延長することになります。なお、新しい試行期間は 2016 年 4 月 30 日で終了予定となりますが、必要に応じて延長される予定です。

特許審査ハイウェイによれば、出願人の相手方における権利取得



の早期化及び低コスト化のために、先に出願を受け付けた関係当局で特許性ありとの判断がなされた出願は、出願人の請求により、後に出願を受け付ける関係当局において早期審査を受けることができるようにします。今般の新スキーム（PPH MOTTAINAI）を利用すれば、どちらに先に特許出願をしたかにかかわらず、どちらによる特許可能との審査結果があれば、相手方において、特許審査ハイウェイの利用が可能となります。今後からは、その特許審査ハイウェイの継続及び新スキームの導入により、経済面での日台間の実務交流が一層促進されることが期待されます。

特許審査ハイウェイ試行プログラムのガイドライン（利用要件や、申請及び手続き、記入様式等）の詳細は、台湾智慧財産局（知的財産局）により公布されておりますので、知的財産局ウェブサイト：
<http://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=6716&CtUnit=3227&BaseDSD=7&mp=1> にリンクしてダウンロードできます。

尚、特許審査ハイウェイ試行プログラムに関する台湾經濟部智慧財産局への申請手続（仮訳）（2014年5月1日修正施行）は別紙添付されているので、ご参考下さい。

ご不明点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせください。